

喫煙禁止地区に設置している喫煙所の再整備について

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき、市内6地区を喫煙禁止地区としています。

地区内には、喫煙や吸い殻のポイ捨ての未然防止の実効性を確保することを目的に、喫煙所を設けておりますが、そのうち構造やスペースに課題があるものについて、たばこ事業者の御協力をいただきながら、再整備を進めています。

1 再整備の内容

(1) 構造の改善

衝立(ついたて)などで簡易に仕切られているスペースを、高さのあるパーテーションで囲うことにより、周辺の歩行者へ配慮したものとします。

また、周辺状況等により、パーテーションを設置できない場所については、プランター樹木で囲うとともに、「喫煙所」と明示し、周辺の歩行動線と明確に区分します。

(2) スペースの拡張

既存の喫煙所のパーテーション化等に併せて、スペースの拡張を行い、十分な喫煙スペースを確保します。

(3) 喫煙所の増設

周辺状況等により、既存の喫煙所の拡張だけでは、十分な喫煙スペースを確保できない場所については、近辺に新たな喫煙所を設置します。

2 再整備を行う喫煙所一覧

※定員は、1人当たり1.2㎡で計算

喫煙禁止地区	喫煙所名	現状		改善後			供用開始時期 (予定)
		面積 (㎡)	定員 (人)	面積 (㎡)	定員 (人)	改善の方法	
横浜駅 周辺地区	東口喫煙所	14.3	11	59.4	49	パーテーション設置 スペース約4倍に拡張	27年 12月下旬
	きた西口喫煙所	8.19	6	26.0	21	プランター樹木設置 スペース約3倍に拡張	27年 10月22日
みなとみらい 21地区	桜木町駅前喫煙所	9.2	7	35.3	29	パーテーション設置 スペース約4倍に拡張	28年 2月下旬
	桜木町駅タクシー 乗り場喫煙所 【新設】			46.4	38	プランター樹木設置	27年 12月10日
関内地区	南口スタジアム側 喫煙所 【新設】			44.1	36	パーテーション設置	27年 12月下旬
	南口くすのき広場側 喫煙所	8.7	7	62.0	51	パーテーション設置 スペース約7倍に拡張	28年 1月下旬

【位置図】

参 考

横浜駅周辺地区
Yokohama station area



ハマ・マナ
ステーション喫煙所

きた西口喫煙所
(改善)

東口喫煙所
(改善)

みなとみらい21地区
Minato Mirai 21 area



桜木町駅タクシー
乗り場喫煙所
(新設)

桜木町駅前
喫煙所 (改善)

関内地区
Kannai area



南口くすのき広場側
喫煙所 (改善)

南口スタジアム側
喫煙所 (新設)

裏面あり

【再整備後の喫煙所のイメージ】

◎横浜駅東口喫煙所【拡張改善】イメージ図

*平成 27 年 12 月下旬供用開始予定



◎関内駅南口スタジアム側喫煙所【新設】イメージ図

*平成 27 年 12 月下旬供用開始予定

